

福祉サービス第三者評価

評価結果報告書

たけのこ永田東保育園

2023年10月

第三者評価機関

特定非営利活動法人

よこはま地域福祉研究センター

Third party evaluation

目 次

施設・事業所情報.....	1
総評.....	3
第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント.....	4
評価結果 共通評価.....	5
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織.....	5
評価対象Ⅱ 組織の運営管理.....	6
評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施.....	9
評価結果 内容評価.....	13
A-1 保育内容.....	13
A-2 子育て支援.....	17
A-3 保育の質の向上.....	17

施設・事業所情報

第三者評価機関名 特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター

①施設・事業所情報

■名称	たけのこ永田東保育園	
■種別	認可保育所	
■代表者氏名	園長 森 満子	
■定員（利用人数）	66 人	
■所在地	〒232-0072 横浜市南区永田東三丁目3番10号	
■TEL	045-315-7768	
■ホームページ	http://takenoko-nagatahigashi.com/	
【施設・事業所の概要】		
■開設年月日	平成28年4月1日	
■経営法人・設置主体	特定非営利活動法人竹の会	
■職員数（常勤）	14 名	
■職員数（非常勤）	16 名	
■専門職員（名称別）	・保育士	21 人
	・栄養士	1 人
	・調理員	2 人
	・事務員	1 人
■施設設備の概要	・居室数	3 室
	・設備等	事務室医務室、調乳室、調理室、更衣休憩室、エレベーターなど

②理念・基本方針

保育理念

- ・すこやかな身体
- ・ゆたかな情緒
- ・思いやりのある心

保育方針

- ・心身共にすこやかな子ども
- ・意慾をもって活動する子ども
- ・仲間を大切にする子ども

③施設・事業所の特徴的な取組

- ・異年齢保育

朝夕の合同保育やフロアごと2年齢でかわり、生活・遊びをしています。また、3・4・5歳児の縦割りグループをつくり、定期的にいっしょに活動しています。異年齢保育では、小さい子は大きい子の遊びを見て学んだり、憧れの気持ちをもてるようになります。大きい子は小さい子の世話をすることで自信をもったり、思いやりの心を育てたりします。

- ・リズム遊び

0歳児より、しなやかな身体作りのため、手・足・体の機能発達を促せるような環境作りを心がけています。2歳児クラスからは、毎週1回の「リズム遊び」の時間を設けています。

- ・クッキング活動

食べることは、生きる力を育てることにつながります。食べるのが好きな子になってほしいという思いから、いろいろな食育活動を行っています。季節・行事食の献立作りや、クラスごとプランターでの夏野菜栽培を行い、収穫したものでクッキング活動を行ったりしています。また、1歳児クラスからその日に使う食材（しめじをさく、玉ねぎ・トウモロコシの皮むき）など調理のお手伝いに参加し、食べ物に興味をもてるようにしています。

・全年齢、ほぼ毎日お散歩に出掛けて社会性を身につけたり、季節や自然にふれて感性を高めるようにしています

④第三者評価の受審状況

■評価実施期間	2023/4/1	(契約日)～	2023/8/29	(評価結果確定日)
■受審回数(前回の受審時期)	1回(2018年度)			

総評

【特に評価の高い点】

◆子ども一人ひとりを大切にされた保育を実践しています

園は、基本理念に基づき、子ども一人ひとりを大切にされた行き届いた保育の実践に努めています。職員会議や園内研修で子どもへの姿勢について話し合いを重ねるとともに、毎月子どもとの関わりについて自己評価をし、全職員が意識して保育にあたるようにしています。保育士は、穏やかに子どもに話しかけ、一人ひとりの言葉に耳を傾けて受け止め、それぞれの子どもが安心して、自分らしさを発揮できるようにしています。フロアを同じくする2クラスで日常的に交流するほか、乳児が4・5歳児の盆踊りの練習を見に行くなど、異年齢での交流の機会を多くもち、お互いを思いやる気持ちが育つように働きかけています。集団活動に上手く入れない子どもに対しても、保育士が優しく受け止めて子どものできたことを伝え、仲立ちすることで、クラス全体が自然に受け入れる雰囲気が出ています。このような働きかけの結果、子どもたちは自分の思いを素直に言葉や態度で表現していて、園生活をのびのびと楽しんでいます。

◆保護者が安心して子育てができるよう、保護者と連携しています

園では、子ども一人ひとりの様子について密に保護者と情報交換し、保護者が安心して子育てができるようにしています。現在、朝夕の受け入れは玄関で行っていますが、原則担任が対応して、子どもの様子をエピソードとともに伝えて、保護者の声を引き出すようにしています。連絡帳でも情報交換しています。園だよりやクラスだより、写真の掲示などのほか、保護者参加行事も実施し、保護者が子どもの成長を実感できるようにしています。保護者からの意見や要望もしっかりと受け止め、必要に応じて個人面談を実施するなどの対応をし、保護者との信頼関係を築いています。

◆地域の施設として、公園愛護活動を進めています

基本方針に、「地域に根ざす」を掲げ、地域とのつながりを大切にしています。高齢化など地域の課題を受けて、園の前の公園の公園愛護会を請け負い、月1回職員が清掃活動をしています。また、花壇づくりをしたり、地域のボランティアと一緒に清掃活動をするなど、子どもも一緒に活動していて、地域と交流する機会となっています。地域の親子を対象に、月1回「あそぼう会」を開催し、園庭遊びなどを行い、保護者の子育ての相談にもなっています。また、一時保育も行っています。子育て支援拠点でのイベントに保育士を派遣するなどの地域の関係機関とも連携しています。

園では、地域の施設として地域との関係をさらに深め、地域ニーズに合わせた支援をしていきたいと考えています。

【改善が求められる点】

◆系統的な人材育成計画を構築し、目指す保育観を深めていくことが期待されます

園では、保育の質の確保のためには、人材の育成・定着が大切であると考え、研修の充実や自己啓発活動表を用いた目標管理制度を導入するなどの取組をしていますが、人事基準や業務・能力等の評価に基づく人事評価の仕組みや職員が将来の姿を思い描くことができるような系統だったキャリアパスの仕組みを作るまでには至っていません。

また、子どもへの思いを職員間で共有しているものの、保育士の交替などもあり、保育の細かな場面におけるお互いの保育観のすり合わせをするまでには至ってなく、園としても課題ととらえています。人材育成の取り組みをさらに深め、園が目指す保育を実現していくことが期待されます。

第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回で2回目の受審となりましたが、園の保育理念や基本方針を再認識することができ、改めて園の保育を見つめ直すいい機会となりました。

私たちが大事にしている「子ども一人ひとりを大切に、ゆきとどいた保育」について、職員で保育観の細かいすり合わせをしていき、保育の質の向上につなげていきたいと思えます。

評価機関の方に細かく丁寧に園運営全体を見ていただいたことにより、課題が見えてきましたので、今後はその課題に向けて取り組んでいきたいと思っています。

評価していただいた内容につきましては、引き続き継続し改善点については、真摯に受け止めより良い保育を提供できるように職員一同力を合わせて努力してまいります。

今回の受審にあたり、ご尽力いただいた評価機関の皆様、お忙しい中利用者アンケートにご協力いただいた保護者の皆様には、心より感謝申し上げます。

第三者評価結果

※かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では、a・b・c評価の判断基準を次のように定めています

- a評価：よりよいサービスの水準・状態
- b評価：多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組の余地がある状態
- c評価：b以上の取組となることを期待する状態

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">a</td> </tr> </table>	【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	a
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a		

<コメント>

法人の基本理念、園の保育理念、基本方針をパンフレット、園のしおりに掲載するとともに、保育理念を玄関に掲示し、ホームページに掲載しています。園の保育理念は、園設立時に職員間で話し合って作成されていて、法人理念に沿った園の目指す姿を示したものとなっています。保育理念を基に、具体的な保育方針を策定し、職員の行動指針としています。職員には、入職時に説明するとともに、全体的な計画や指導計画の作成時に話し合い、保育の内容が理念に沿っているかを確認しています。保護者に対しては、見学时および入園時に説明するとともに、年度初めの懇談会や行事などで園長が具体的に説明し、周知しています。

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">b</td> </tr> </table>	【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	b
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b		

<コメント>

園長が南区園長会に参加するとともに、理事長と連携して市や区からの情報、保育情報誌などから社会福祉事業全体の動向や各種福祉計画の策定動向と内容、地域の子どもの数や福祉ニーズなどの情報を収集・把握しています。地域の状況は、第三者委員を依頼している自治会長や民生委員との会話から情報を得ています。得た情報から課題等を把握しているものの、それらをデータ化して分析するまでには至ってなく、今後の課題となっています。保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等については理事長・園長で把握、分析しています。

【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
--	---

<コメント>

保育内容、人材育成については、法人園長会議、主任・副主任会議で、設備整備、職員体制、財務状況は法人園長会議で話し合い、現状の把握と課題の共有を図っています。経営状況や改善すべき課題については、理事長、副理事長、園長で共有されています。園では、人材の育成、定着を最大の課題ととらえていて、一昨年度より法人内での職員異動を行うなどの取組を始めています。職員に対しては、職員会議で報告しているものの、経営課題を共有するまでには至ってなく、今後取り組んでいく予定です。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">b</td> </tr> </table>	【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	b
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b		

<コメント>

令和5年から令和11年までの6か年の中・長期計画を作成しています。中長期計画には、理念や基本方針の実現に向けたビジョンが明確に示され、重点項目とその方向性が具体的に示されています。現状や進捗状態を確認するための表は添付されていますが、現状を分析して具体的な成果や数値目標を設定するまでには至っていません。中長期計画は今年度策定されていて、今後毎年見直ししていく予定です。

【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	---

<コメント>

中長期計画に基づく単年度の事業計画および収支計画を策定しています。事業計画には、項目ごとに具体的な取組内容や成果などが記載されています。ただし、今年度中長期計画を策定したこともあり、項目や目標などが中長期計画と連動していないものが見られます。今後現状分析をしていく中で、中長期計画との一体化および中長期的な視点に立った収支計画としていくことが期待されます。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
--	---

<コメント>

事業計画は、園長が主任の意見を聞きながら策定しています。職員会議で話し合うなど職員が直接参画することはしていませんが、計画の策定にあたっては、年度末の職員の自己評価や職員会議などで把握した職員の意見を参考にしています。年度末には、事業計画の評価をし、次年度の計画策定に反映しています。作成された事業計画は職員会議や運営会議で報告するとともに、職員に回覧し、周知しています。運営会議の議案書は回覧しています。今後は、職員会議等で話し合い、事業計画の策定に職員の意見を反映することで、職員の経営への意識づけをしていきたいと考えています。

【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
--	---

<コメント>

保護者代表が参加する運営委員会で事業計画について説明しています。運営委員会の報告を園だよりに掲載するとともに、事業計画を玄関に掲示しています。一般の保護者に対しては、事業計画そのものについて分かりやすい資料を作成するなどしていませんが、クラス懇談会で園長が挨拶の中で、力を入れていきたいことについて説明しています。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b

<コメント>

指導計画に自己評価の欄を設けるとともに、保育士が毎月自己評価を実施して自己の保育を振り返り、職員会議で話し合っています。年度末には、職員が自己評価表を用いて自己評価をし、結果を園長が集計・分析して園の自己評価としてまとめ、職員会議で報告しています。ただし、園の自己評価を基に職員間で話し合い、分析・検討するまでには至ってなく、園としても課題ととらえています。第三者評価は、定期的に受審し、結果を公表しています。

【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
--	---

<コメント>

園の自己評価は園長が文書化し、職員会議で職員に周知し、改善に向けて取り組んでいます。課題とその改善策は次年度の事業計画の策定に反映されています。ただし、園の自己評価の結果を職員間で話し合っ分析し、改善計画を策定する仕組みを構築するまでには至ってなく、今後は職員参画のもとで改善に向けて計画的に取り組んでいきたいと考えています。

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a

<コメント>

園長は、職員会議で自らの経営・管理に関する方針と取組を職員に明示しています。毎月の園だよりに掲載し、自らの役割と責任について表明しています。組織図と職務分担表があり、園長を始めとした職員の役割と責任を明確にし、職員に周知しています。職務分担表及び各種マニュアルには、有事における園長の役割と責任、不在時の対応についても明記されています。

<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

園長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者との適正な関係を保持しています。園長は、区の園長会に参加するとともに、行政からの通知等から児童福祉や法令遵守に関する情報収集に努めています。職務規律および倫理規定、各種マニュアルを整備し、職員に周知しています。また、非常勤職員を含む全職員に対して人権、安全管理、虐待予防などの園内研修を実施しています。環境については、隣接する公園の公園愛護会を請け負い、職員、子どもが公園整備をしています。

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a
---	---

<コメント>

園長は、保育の様子を見て回るとともに、日誌や指導計画などの記録類をチェックし、保育の現状を把握しています。主任は、保育の中に入って子どもや保護者の様子、職員の動きなどを把握して園長に報告し、連携して保育の質の評価・分析をしています。職員会議等では、園長が課題を伝えて職員の意見や改善提案を募り、意見交換しています。多くの職員の意見が出やすいよう、フロアやグループごとに話し合うなどの工夫をしています。また、年3回の個人面談や日々のコミュニケーションでも職員の意見を聞き取っています。職員に園内外の研修に積極的な参加を働きかけ、職員がモチベーションをもって働けるようにしています。

<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	b
---	---

<コメント>

園長は、経営改善や業務の実効性の向上に向けて人事、労務等についての分析をしています。財務については理事長が行っていますが、中長期的な視点にたったさらなる分析が必要とらえています。安心・安全な保育の実践に向けて、フリーの保育士を活動内容によって配置し、法人理念に掲げる「一人ひとりを大切に、行き届いた保育」が実践できるようにしています。休憩時間の確保など働きやすい環境づくりにも取り組んでいます。職員の育成・定着が課題となっています。事故・危機管理、災害衛生、研修などの運営係があり、職員の業務改善に向けた意識が高まるようにしています。

2 福祉人材の確保・育成

<p>(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>	第三者評価結果
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	b

<コメント>

各クラス複数担任を配置し、安心・安全で一人ひとりの子どもを大切にしたい保育が実践できるようにしています。毎年、実習生を受け入れ、人材の確保に努めています。実習生から入職する職員に対しては、先輩職員がついて指導する体制を整えています。今までは連携する保育専門学校からの採用が中心でしたが、今後は、他の学校回りをするなどより幅広い人材確保に向けた取組を検討しています。園では、目標管理制度を整えるなど人材の確保、育成、定着に向けた取組を開始していますが、系統だった人材育成計画は策定されていません。

<p>【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	b
---	---

<コメント>

期待する職員像は「保育に熱意のある人」「思いやりのある人」「協調性のある人」で、園内に掲示して職員に周知しています。目標管理制度の面談を通して業績評価を行い、昇給等に反映していますが、人事基準や業績・能力等の評価に基づく人事評価の仕組みは設定していません。面談時には、職員の意見や希望を把握し、改善策を検討、実施しています。園では、職員がモチベーションをもって働けるように研修の充実などを図っていますが、職員自らが将来の姿を思い描くことができるような、系統だったキャリアパスの仕組み作りは今後の課題となっています。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

<p>【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	b
---	---

<コメント>

労務管理に関する責任者は園長で、有給休暇の取得状況や時間外労働の状況を把握しています。シフトは、ワーク・ライフバランスにも配慮し、職員の希望を聞いて調整しています。必要に応じてフリーの職員を配置するなど工夫し、職員の休憩保障にも努めています。定期的、および必要に応じて職員面談を実施するほか、法人理事を相談窓口として設置しています。また、職員意見箱を設置しています。子どもが3歳までは時短制度を利用できるようにし、病氣、育児、看護休暇等の制度を整備しています。園では、事業計画に職員の定着を掲げ、働きやすい職場づくりに向け取り組んでいます。さらなる充実を図っていきいたいと考えています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
[17] II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		a
<コメント> 「私たちの求める職員像」を園内に掲示し、会議等で全職員に周知しています。園では、目標管理制度を整備し、全職員の育成を実施しています。職員は「自己啓発活動表」を用いて年度始めに目標設定し、前期および後期に自己評価をしています。年3回の園長面談では、目標設定と進捗度の確認、達成度の評価をするとともに、職員の希望や要望を聞いています。		
[18] II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		b
<コメント> 年3回の定期面談で、園長が職員ごとに期待する役割や業務水準を説明し、個々の職員がスキルアップできるようにしています。園内研修係が中心となって園内研修の充実を図るとともに、キャリアアップ研修等の外部研修への参加を積極的に働きかけています。園内研修では、職員の自己評価で把握した課題も反映しています。自己啓発活動表に基づいて、一人ひとりの職員の育成を実施していますが、人材育成に関する基本方針や育成のための計画の策定は今後の課題となっています。		
[19] II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		a
<コメント> 職員の資格や経験、知識・技術等の状況を把握し、職員の経験に応じた育成を行っています。新卒の職員に対しては指導係として先輩職員が個別につき、コミュニケーションを取る中で悩みの相談にのれるように配慮しています。経験がある新任職員に対してはクラス担任として業務の中でOJTを行っています。年間計画に基づき、様々なテーマで園内研修を毎月開催しています。また、南区ネットワーク研修や白峰学園横浜女子短期大学保育センターなどの外部研修に職員を派遣しています。外部研修の情報は回覧等で提供し、希望する職員が参加できるようにして、オンライン研修には非常勤職員も参加しています。研修に参加した職員は研修報告書を提出するとともに、会議等で報告しています。		
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
[20] II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		a
<コメント> 事業計画に実習生の研修・育成に関わる基本姿勢を明示しています。実習生受け入れマニュアルがあり、毎年連携する保育専門学校から実習生を受け入れています。実習生の受け入れにあたっては、学校側と連携するとともに実習生の希望を聞いて、プログラムを用意しています。実習生受け入れの担当は主任で、クラス担任が中心となって指導をしています。主任は、横浜市の実習指導研修に参加し、基本姿勢を学んでいます。学校とは、実習期間中に見学に来るなど、密に連携しています。		
3 運営の透明性の確保		
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
[21] II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		b
<コメント> ホームページに園の保育理念や保育方針、保育内容などの園の情報を掲載しています。保護者代表、第三者委員が参加する運営委員会で、事業計画、事業報告、予算・決算情報を報告しています。また、内閣府npo法人ポータルサイトに事業報告と決算情報を掲載しています。今後は、保護者が見ることができるよう、園のホームページなどで紹介していくことが期待されます。苦情・相談の対応については、全体に関わることについては園だより等で保護者に公表しています。第三者評価は定期的を受審し、公表しています。園のパンフレットを南区地域子育て支援拠点「はぐはぐの樹」のイベント時に置いています。また、園のホームページと地域向け掲示板に園の情報を掲示しています。		
[22] II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
<コメント> 経理規程、就業規則、賃金規程などの規程類を整備し、事務室に配置して職員がいつでも閲覧できるようにしています。職務分担、組織図があり、職員に周知しています。法人監事による内部監査を実施するほか、毎月税理士による会計チェックを受けています。また、税理士や社会保険労務士等の専門家の助言・指導に基づき、経営改善に努めています。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[23] II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> </div>	a
<p><コメント></p>	
<p>法人の基本理念、基本方針に地域との連携を掲げ、事業計画や地域との連携のあり方を明記しています。玄関の掲示板に地域の情報を掲示し、保護者に情報提供しています。子どもたちは、散歩で地域住民とあいさつを交わしたり、園の前の公園で地域の親子と一緒に遊んで交流したりしています。公園愛護会を園が請け負い、子どもたちが花の苗を植えたり、地域のボランティアの交流したりしています。年長児交流として、地域の保育園と交流しています。保護者のニーズに応じて、南区こども家庭支援課や横浜市中部地域療育センターなどの地域の関係機関を紹介するなどしています。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[24] II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p> </div>	b
<p><コメント></p>	
<p>「ボランティア・職業体験の受け入れマニュアル」があり、ボランティア受け入れの意義が明記されています。保育専門学校のボランティアを受け入れたり、南区公園愛護会ボランティアと交流するなどしています。ただし、学校教育への協力については、今まで実績がなく、今後体制を整えていく予定です。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[25] II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> </div>	a
<p><コメント></p>	
<p>南区役所や横浜市地域療育センター、医療機関、保育所などのリストがあり、事務室に設置して職員がいつでも確認できるようにしています。園長は、園長会や子育て支援連絡会、幼保小連携会議などに参加しています。地域子育て支援拠点「はぐはぐの樹」のイベントの手伝いをするなど、地域の関係機関と連携して課題解決に向けて取り組んでいます。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応については、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会に参加するなど、南区こども家庭支援課や横浜市中央児童相談所などの関係機関と連携しています。</p>	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[26] II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p> </div>	b
<p><コメント></p>	
<p>南区園長会や幼保小連携会議、子育て支援連絡会などの各種会議に参加し、地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めています。園の運営委員会には自治会長や民生委員が参加していて、地域の情報を得ていますが、具体的な地域の福祉ニーズを把握するまでには至っていません。月1回、地域の子育て家庭に向けて「あそぼう会」を実施し、保護者の育児相談に応じる中で、子育て支援に関するニーズを把握しています。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[27] II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p> </div>	b
<p><コメント></p>	
<p>事業計画に子育て支援・地域との連携を記載し、地域に向けた活動をしています。園では、園の前の公園の公園愛護会を請け負い、月1回職員が清掃活動をしています。子どもたちとは、花壇に花の苗を植えたり、水やりをしたりしています。遊ぶ前には石拾いをするなど、街づくりに貢献しています。子育て支援としては、月1回、園庭開放などの「あそぼう会」を実施するとともに、一時保育をクラスで受け入れています。災害時の地域との連携については、今後の課題となっています。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[28] III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p> </div>	a
<p><コメント></p>	
<p>基本理念に「一人ひとりを大切に」を掲げ、職員に周知しています。登園時、排泄時など保育の場面ごとに配慮すべきことを記載したマニュアル「子どもの人権に配慮した保育」があり、全職員を対象に、人権研修の園内研修を実施しています。職員は「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いて定期的に自己点検し、振り返りをしています。保育観の違いから対応が異なることもありますが、話し合いを重ねる中で、お互いに声を掛け合う関係ができています。異年齢で活動する機会を設ける中で、お互いを尊重し合う気持ちが育つようにしています。性差や、文化や習慣の違いも尊重し、宗教上の食事にも対応するなどの配慮をしています。</p>	

【29】 Ⅲ-1-(1)-②
子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

<コメント>

保護者対応、排泄やプール時の対応、着替えなどの場面ごとに配慮することを記載した「プライバシー保護マニュアル」を整備し、全職員に周知しています。おむつ替えはトイレの決められた場所で行う、乳児の着替えは個別に声をかけてから行い衝立を用いる、プールは目隠しをする、4・5歳児の着替えは男女別に行うなど、子どものプライバシーに配慮しています。保護者には、園の取組をお便り等で伝えていきます。

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

【30】 Ⅲ-1-(2)-①
利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

<コメント>

ホームページ、パンフレットで園の情報を利用希望者等に提供しています。園紹介のリーフレットを区役所に掲示するとともに、区の育児講座の時にパンフレットを置いています。ホームページには、理念や保育内容、一日の流れなどが写真やイラストとともに紹介されています。利用希望者等からの見学希望には随時対応し、園長、主任が園内を案内し、パンフレットとしおりを用いて説明し、相談にのっています。パンフレット、しおりは毎年、見直しをしています。

【31】 Ⅲ-1-(2)-②
保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

a

<コメント>

入園時には、入園説明会を行い、園のしおり（重要事項説明書を含む）を用いて、園の理念や方針、保護者負担金、保育の特色、約束事、持ち物などをわかりやすく説明して、保護者の質問に答え、同意書を得ています。保育室で実際の使い方や流れを説明したり、実物を見せるなど、保護者がイメージしやすいような説明の工夫をしています。説明会後には主任、副主任、栄養士（食事）が個人面談を実施しています。保護者の状況に応じて、保護者が理解できるよう個別に対応するなどの配慮をしています。変更があった場合には、おたよりや懇談会、メール等を用いて説明しています。

【32】 Ⅲ-1-(2)-③
保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

<コメント>

転園などの際の引継ぎ文書は定めていませんが、保護者から要望があれば、転園先に電話などで引き継ぎを行っています。利用終了後の窓口は園長、主任で、転園の際にはいつでも相談にのる旨を口頭で伝えています。姉妹園である小規模保育園から入園する子どもに関しては、引き継ぎ書を作成し報告会を行っています。

(3) 利用者満足度の向上に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①
利用者満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

保育士は、子どもの言葉や表情、行動、反応などから子どもの満足度を把握しています。年度末および行事後にはアンケートを実施し、保護者の意見や要望を聞いています。意見箱や送迎時の会話、年2回の懇談会でも保護者の意見を聞いています。運営委員会には、保護者代表も参加し、意見交換しています。保護者からの意見や要望は、園長、主任で分析・検討して対応し、職員会議で改善策について話し合っています。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断した理由・特記事項等】

苦情解決責任者は園長、苦情受付担当者は主任で、第三者委員2名を定めています。苦情解決の仕組みを園のしおりに記載し、入園時に保護者に説明しています。また、玄関に掲示し、いつでも確認できるようにしています。年度末および行事後に保護者アンケートを実施しています。保護者からの要望や苦情は記録し、会議等で職員間で共有しています。検討内容と対応策については個別にフィードバックし、全体に関わることに 대해서는、お便りで公表しています。最近の事例としては、朝夕に玄関が混雑するという保護者からの声を受けて、QRコードリーダーの位置を移動したなどがあります。

<p>【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	a
--	---

<コメント>

園のしおりに第三者委員の氏名と連絡先を記載し、保護者が直接申し立てられるようにしています。また、外部の窓口として、南区福祉保健センターおよび横浜市福祉調整委員会の窓口も紹介しています。意見箱や日々の会話、連絡帳、懇談会、個人面談（希望により）など、保護者が意見や要望を言える場を複数用意しています。担任を始めとして、園長、主任など、職員誰もが相談にのる体制を整え、保護者に説明しています。保護者からの相談には、事務室あるいは使用していない保育室を用い、「面談中」の札を掲示し、パーテーションを用いるなど、プライバシーへの配慮をしています。

<p>【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	b
---	---

<コメント>

朝夕の送迎時には、保育士は保護者に子どもの様子を伝えてコミュニケーションを取り、保護者の相談にのっています。送迎は玄関での対応となっていますが、原則として担任が対応するようにしています。連絡帳でも相談に応じています。保護者から相談を受けた保育士は、園長・主任に報告し、対応について話し合っています。必要に応じて個人面談を設定し、内容によっては園長、主任が対応しています。検討に時間がかかる場合にはその旨を速やかに保護者に伝えています。「ご意見・苦情のための仕組みについて」の規程は作成していますが、「相談について」は作成されていないので、今後見直しをし、マニュアルのさらなる整備を図っていく予定です。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

<p>【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a
---	---

<コメント>

園長がリスクマネジメントに関する責任者となり、事故/危機管理・防災/防犯を担当する運営係が中心となりマニュアル作成・見直し、会議の開催、対策の周知徹底、研修・教育の内容検討などが実施されています。職員会議などでヒヤリハットや事故報告書の要因分析を行い、改善策、再発防止策が検討され保育の質の向上に繋がっています。安全計画を作成し、入園説明会や園日より、掲示などを利用し保護者に周知するとともに、組織的に施設内外の環境の整備に努めています。全職員が、防災は消防署、防犯は警察署の職員からの講習を受け、子どもの安心と安全の確保に努めています。

<p>【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a
--	---

<コメント>

園長を責任者とした保健衛生委員会が設置され、安全確保のための体制が確立しています。委員会では、年間保健計画を立て、季節、保育の提供場面に応じた対応や、感染症の予防・発生時の対応マニュアルなどを作成・見直しを行っています。日頃から感染に関する予防や対応について職員間で周知するとともに、嘔吐処理などの園内研修を行うなどして実際にすぐ行動できるように取り組んでいます。保護者には、保健だよりを作成し配布しています。園内で感染者が発生した場合には、子どものプライバシーに配慮したうえで保護者配信アプリで配信するとともに玄関に掲示して情報提供をしています。

<p>【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	b
--	---

<コメント>

災害時に子どもの安全を確保するために、職員の対応体制を整備しています。安全指導計画が立てられ、様々な場面を想定した避難訓練を行い、園生活を安全に過ごすための指導を行っています。保護者には、災害伝言ダイヤル(171)の利用方法や、緊急時対応メールの登録依頼をして日頃から災害時の対応がスムーズに出来るように取り組んでいます。立地条件による災害のリスクを把握し、避難訓練時などに、消防署に実際の場面を見てもらいアドバイスを受けています。行政機関との安否報告訓練も実施しています。今後は、地域との連携や事業継続の計画作成なども期待されます。備品はアレルギー児にも配慮したものが整備され、備蓄リストを作成し適切に管理しています。

2 福祉サービスの質の確保

<p>(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>	第三者評価結果
<p>【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	a

<コメント>

保育の実施方法について、オムツ交換やミルクの飲ませ方など保育の場面ごとのマニュアルが作成され、必要に応じて経験のある職員が新人職員を育成したり、研修を実施したりして標準的な保育が提供できる仕組みができています。それぞれのマニュアルは、子どもを尊重し、プライバシーが尊重され権利擁護に関わる姿勢が明記され、年度初めに園長が全職員に周知徹底しています。保育の実践については、カリキュラム会議や職員会議で話し合ったり、主任・園長がクラスを回りアドバイスをすることで実施の確認をしています。職員は、マニュアルに沿って保育を実施する中で、子どもの姿に臨機応変に対応出来るよう行動しています。

【41】 Ⅲ-2-(1)-②
標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

<コメント>

保育の標準的な実施方法の検証や見直しは、各職員が保育実践後に評価反省を行うとともに、運営係が中心となり定期的に職員の意見を聞き、見直し内容に反映させています。また年度末に保護者アンケートを実施し、可能な限り保護者の意見や提案を反映させるようにしています。アンケートの結果については園だよりや懇談会で説明をしています。見直しを行ったマニュアルなどは主任や園長が確認を行い職員や保護者に周知し共通認識が持てるようにしています。

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】 Ⅲ-2-(2)-①
アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

<コメント>

入園関連書類や入園説明会を通して、子どもや保護者のニーズを把握し、全体的な計画に基づき指導計画を作成しています。指導計画は、カリキュラム会議などで職員が意見を出し合って作成しています。必要に応じて特別な対応を要すると思われる子どもに対しては、療育機関からの意見を聞いたり、面談や日常の会話を通して保護者のニーズを把握したりして、計画内容に反映しています。ケース会議では、子どもの対応について全職員で検討し、周知しています。月ごとに実施される会議で実践後の振り返りを行い次の指導計画に活かされるような仕組みが出来ています。

【43】 Ⅲ-2-(2)-②
定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

<コメント>

日々の活動日誌や週案、月案の中にある評価・反省欄で担当者が振り返りを行うとともに、各会議の中で園全体としての振り返りを実施し、次の保育実践につながるような仕組みが出来ています。事故発生後の対応など、指導計画を緊急に変更する場合には、職員会議や緊急会議を開き、情報共有し、保護者にも周知しています。評価・反省に関しては、実践面での評価に加え、保育の質の向上に関する面からも課題を明確化し、より良くなるように取り組みを行っています。指導計画のねらいは、園長や主任が伝えるとともに、各階のリーダー、クラス担任も口頭で伝える、会議録の確認を行うなどして、保育に携わる全職員が共有出来るようにしています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

<コメント>

入園時の書類や面談時に把握した子どもの発達状況や生活環境などは、統一した様式により記録しています。指導計画や経過記録などの保育実践に関する書類も、統一された様式により記録されています。記録用紙の記入の仕方については、園長や主任が確認したり、クラス間で確認したりするとともに、会議の中で職員間で共有することにより、差異が生じないようにしています。全ての記録はその種類によって、コンピューターネットワークや記録ファイルなどで保管され、職員は必要な時にいつでも情報を閲覧することが出来、共有できるようになっています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

「個人情報保護規定マニュアル」に基づいて子どもの記録が保存されています。記録管理責任者を園長とし、事務室内の施錠が可能なキャビネットに保管しています。それぞれの保存期限や廃棄時期について職員間で共有され実施されています。個人情報の不適切な利用や漏洩に対する対応として、職員には就業規則、個人情報取扱規定、プライバシー保護マニュアルの中で説明を、保護者には入園時に説明を実施し、同意書の提出を求めています。特に日常保育実践の中での写真などについては漏洩を防ぐために園専用の携帯やタブレットを活用することになっています。行事での保護者の写真撮影についてもその都度注意を促しています。

内容評価基準（20項目）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画は、保育方針を子どもの健全な心身の発達を図り、子どもが主体として活動でき、人権を大切にする心が育つ内容が明記されており、児童に関する法律や指針に沿ったものとなっています。おおよその年齢で分けた養護と教育に対するねらいが示されており、子どもに携わる大人がやるべきことと、育てたい子どもの姿が計画的に実践されていくようになっていきます。園全体として取り組む、食育・異年齢保育・地域との連携などは項目を設けて作成されています。特に裸足保育やリズム遊びが園の特徴ある保育として明記されています。園長・主任がおおまかな内容を作成をし、各会議の中で検討しながら見直しをしています。職員は、会議の中で読み合わせをして周知するとともに、指導計画の立案時に内容に沿って計画を作成しています。保護者には入園説明会や懇談会・行事などの機会に保育の目標や方針について話をしたり、園だよりなどで伝えたりして周知しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 子どもが心地よく生活できるように、各フロアに温度・湿度計を置き、温度・湿度を適切に保持しています。日当たりの良い保育環境となっていますが、夏の時期は、日よけシェードを取り付け直射日光を遮つなどして快適に遊べるように工夫しています。施設の内外・設備・園外環境は、安全点検マニュアルに基づいて日頃から点検を実施し、子どもが安全に過ごせるように環境を整備しています。保育室内の家具の配置は、動線を考慮し、死角にならないように配置したり、牛乳パックで作った仕切りを使用したり、マットを敷いたりして、子どもが安心してくつろげる環境を工夫し、活動が豊かになるように取り組んでいます。遊具は、子どもの遊びを把握し、興味・関心に合わせて用意し、季節や発達に応じて入れ替えを行って意欲的に遊べるように配慮しています。水回りは、子どもが使いやすい設備となっており清潔に保たれています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 職員は、入園時の書類や日々の保護者との会話、連絡帳などから子どもの状態を把握し、個々の子どもの状態に応じた保育が行われるように努めています。睡眠や休憩などの生活のリズムについては、眠い時に眠ることが出来るよう配慮したり、午睡の時間には、眠くない子には無理には寝かせず一定時間の休息はとれるように環境を整備したりして、子どもの状態や意思に配慮して柔軟に対応しています。日頃から子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように、子どもの欲求や気持ちに優しく受容的に対応したり、自分を表現することが十分でない子には、アイコンタクトを取り「いつも見ているよ」というメッセージを送りながら思いを汲み取るようにしたりしています。子どもに分かる言葉を使い、肯定的な言葉を意識して使うようにしています。職員は、チェックリストなどを使い不適切な言葉について振り返る機会を持ち、お互いに注意し合うようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	b
<p><コメント> 基本的な生活習慣の習得にあたっては、家庭と連絡を取りながら、子どもの発達に応じた時期・子どもがやりたいという気持ちを持った時期に、見守ったり、さりげない支援をしたりして、出来たことを認め達成感が味わえるような働きかけをしています。特に、各フロアで視界に入る、異年齢の保育活動が子どものやってみようという気持ちを育むことが多く、箸の扱いなどに関しては、遊びの中で使ってみたりしながら、子どもに分かり易い方法・やり方などを示し援助しています。保育の中に散歩や戸外遊びを多く取り入れる、十分体を動かす遊びを用意するなどして活動と休憩がバランスよく取れるように配慮しています。一人ひとりの子どもに対して、職員の行き届いた支援が丁寧に行われていますが、子どもの自立支援について職員間で意識を共有し、適切なタイミングで子どもが自分で考えて主体的に行動する環境を工夫し、やろうとする気持ちを育んでいくことが期待されます。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

b

<コメント>

クラス別保育、フロア毎の保育、合同保育、個別対応など、それぞれの場面で、子どもが主体的に活動出来るように玩具の配置やコーナーを工夫して設置しています。一人でじっくり遊べる玩具や友だちと関わって楽しめるものを用意し、保育士が仲介に入り遊びが展開するように取り組んでいます。体を十分動かす、探索活動を十分に行うなど目的に合わせた散歩のコース選びを工夫しています。散歩によく出かけることで、自然事象に興味や関心を持ったり、自ら関わり新たな発見や考えを楽しんだり、それらを生活の中に取り入れたりしています。散歩などで地域の人たちに接する機会を持ち、あいさつをしたり伝統文化に触れたりして、社会的体験、社会的ルールや態度を身に付けることが出来ています。生活の中で培ったイメージを描く、作る、遊びに使う、歌う、体で表現するなど様々な表現活動が自由に出来るように環境を整備しています。表現活動では、子どもの楽しさ、満足感、達成感を共有出来るように支援していくことも期待されます。

A-1-(2)-⑤
【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容及方法に配慮している。

a

<コメント>

職員は、1人ひとりの成育歴の違いに留意し、なるべく特定の大人が関わることで生理的な欲求や情緒の安定を図り、愛着関係を形成するようにしています。子どもの表情などから思いを受け止め、応答的な触れ合いや言葉がけによって、安心して自己表現したり、発語の意欲が出来たり、這う・歩くなどの模索活動が出来るよう取り組んでいます。室内を食事をする場所、睡眠を取る場所、遊ぶ場所にコーナーで分け、玩具は子どもの手の届く場所に置き、関心や興味に応じて主体的に遊べるように工夫しています。同じフロアの1歳児の活動がよく見える場所で生活していることで、やってみたという好奇心が育ち、一緒に活動していく事で、要求が満たされ、次の挑戦が出来るような環境になっています。連絡帳や送迎時の会話などから子どもの家庭での様子を聞き、少しずつ生活のリズムが整っていくように工夫しています。離乳食については、食材表を使用し、それぞれの段階ごとに面談を行っていくなど、家庭との連携を密に取って実施しています。

A-1-(2)-⑥
【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容及方法に配慮している。

a

<コメント>

職員は、季節や子どもの成長などを考えて環境を整備し、模索活動が十分できるように工夫しています。子どもの自分でしようとする気持ちを尊重するため、時間に余裕をもって、落ち着いた雰囲気の中で見守り援助しています。子どもに、不安定な感情の表出があった場合には受容的に関わり、自分の気持ちを相手に伝えることや相手の気持ちに気づくことの大切さを丁寧に伝えるとともに、時には代弁するなどして安定した関係が築けるように仲立ちをしています。散歩中に出会った人、栄養士などの保育士以外の大人や地域の人々との触れ合いを通して、社会との繋がりに気づきとなるよう取り組んでいます。着脱・排泄に関しては、子どもの状態を把握し、保護者との連携を図りながら基本的な生活習慣が身につけられるよう配慮しています。

A-1-(2)-⑦
【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容及方法に配慮している。

a

<コメント>

職員は、子どもの発達の過程を配慮し、異年齢での保育や同年齢での保育を組み合わせる保育実践をしています。3歳児は、遊びの中で友だちと一緒に過ごすことが楽しいと感じられるように保育士が仲立ちをすることで、集団の中での自己存在感や満足感が味わえるようにしています。4歳児は、ルールのある集団遊びなどを通して、一人ひとりが主役になれる場面をつくり、達成感や充実感を味わい、自信をもって行動出来るようにしています。5歳児は、運動会やお楽しみ会について話し合い、お互いの思いを主張したり折り合いをつける体験をしながら、同じ目標に向かって友だちと協力し合い一つのことを実現する喜びを味わうことによって、充足感に満たされ、集団を高めて行くよう取り組んでいます。子どもが取り組んできた協働的な活動は、保護者参加の行事として公園などで実施しています。学校には、兄弟ケースを通じて情報が伝わるようになっていきます。

【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
---	---

<コメント>

特別な配慮を必要とする子どもには、職員がきめ細かい関わりや支援を行い、安心して自己を表現することが出来、他児との関わりも出ています。子どもの特性や保育室の環境に考慮して、事故に繋がらないように必要な整備を行い、安全に過ごせるよう取り組んでいます。一人ひとりの特性に基づいた適切な支援を行うために、療育センターなどのアドバイスを受け、職員間で周知されています。職員は、障害児保育の研修に参加し知識を学んだり、情報収集を行ったりして保育に活かすとともに、職員間でも共有しています。保護者には、子どもの様子を伝えたり相談に乗ったりしています。障害児に対しては、個別支援計画を作成していますが、特別な配慮が必要と思われる子どもに対しても、クラスの指導計画と関連付けた個々の指導計画のみならず、個別指導計画を作成し、支援者間の共通理解のもとで、生活年齢に合わせた支援を実践し、記録を蓄積し、情報を共有をしていくことが期待されます。

【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
--	---

<コメント>

1日の生活リズムに配慮し、活動と休息の時間をバランスよく設定しています。子どもたちは、その日の活動内容や子どもの様子で若干の時間的な変更がありますが、フロアごとで過ごしたり、合同で過ごしたりしながら最終的には1階のフロアで過ごしています。延長保育などで、異年齢の子どもと一緒に過ごす場合は、子どもがくつろいで安心して過ごすことが出来るように、畳のスペースやコーナー遊びのスペースを設定し、少人数で遊べるように工夫するなどの環境を整えています。夕方6時30分以降の延長保育を利用する子どもには、補食の用意があります。保護者の仕事の都合で保育時間が長くなった場合の子どもにも対応ができるようになっています。その日の子どもの状況については、登降園簿を使って職員間で引継ぎ内容が分かるようになっています。保護者との連絡は連絡帳やホワイトボードを利用して伝え漏れの無いように工夫するとともに、必要に応じてメール配信をしています。

【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
--	---

<コメント>

全体的な計画の中に、幼保小連携会議や研修に参加すること、小学校行事への参加をすることが明記され、計画的に幼保小の連携が取れるようになっています。以前は地域の小学校を訪問し、給食試食会や学校探検をしていましたが、コロナ禍では、オンラインでの校内見学や、小学校まで散歩に出かけ、子どもが小学校以降の生活に見通しが持てるよう取り組んでいます。日々の保育の中では、センター園の呼びかけによる公園交流でリレーを楽しんだり、園独自の繋がりによる近隣園交流に参加したりして就学前の子どもたちが安心して新しい環境に移行できるように計画しています。保護者には、クラスだよりや懇談会などで、子どもの生活について見通しが持てるように情報提供しています。希望者には、個人面談も行っています。園長の責任のもとで保育所児童保育要録を作成し、各小学校に送付しています。小学校の先生とは、担任が引継ぎを行っています。保育士は、要録の書き方についての研修を受けています。

A-1-(3) 健康管理 【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	第三者評価 結果 a
---	------------------

<コメント>

保健衛生委員会で、作成・見直しをしている「健康管理に関するマニュアル」に基づき、子どもの健康管理が行われています。保護者には、子どもの健康に関する方針について懇談会などで年間保健計画の説明を行い周知しています。加えて、保健だよりを配布し、感染症の通知を玄関に掲示したり、メールで配信したりしています。子ども一人ひとりの健康確認は、毎朝のミーティングで、フロアリーダーが子どもの出欠確認時に行い、全職員で周知しています。緊急な体調の変化やケガなどについては、緊急職員会議を設け、報告周知しています。既往症や予防接種の状況などは、その都度、連絡帳や口頭で情報を得て職員が追記したり、年度が変わる時点で情報を更新したりしています。SIDSに関しては、事故防止と事故対応の研修の中で職員には周知し、実際に0・1・2歳児の午睡時にタブレットで記入しています。保護者には、入園時や懇談会で説明をするとともに、玄関にポスターでも掲示しています。

【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
--	---

<コメント>

内科・歯科健診は年2回、身体測定は月1回実施しています。4歳児を対象とした視聴覚検診、3・4・5歳児を対象とした尿検査を年1回実施しています。その結果は、健康カード「おおきくなったね」に記入して保護者に渡し、確認のサインをして戻してもらう仕組みになっています。歯科健診の際には、ブラッシング指導を実施して、実施状況や子どもの姿を写真に撮り、玄関に掲示したり、お便りを配布したりして保護者に伝えています。また、園で定期購読している健康関連の資料から、知ってほしい情報などを、季節や流行のタイミングを見てお便りの中に掲載し、保護者が健康について理解し家庭での生活に活かせるようにしています。

【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
---	---

<コメント>

入園時に、アレルギー疾患のある子どもに対しては、園長（主任）・担任・栄養士で保護者とアレルギー面談を行い、医師の診断のもと保護者と連携し対応しています。入園後にアレルギー疾患を持っていることが判明した場合にも医師の指示書をもとに同様に対応しています。現在は、アレルギー原因食品を使わない 献立で、アレルギーのある子どももいない子どももみんな仲良く、同じ給食を食べる「なかよし給食」を実施しています。万が一必要になった場合に備えてエビペンを預かり、職員は、使い方の研修も受けています。アレルギー児に対する情報は、一覧表を事務所・休憩室に掲示して全職員が周知しています。職員は、アレルギー研修を受け、必要な知識・情報を得て職員間で共有しています。保護者には、入園のしおりに「食物アレルギーによる除去食について」の項目を設け、説明時に理解を図るよう取り組んでいます。

A-1-(4) 食事	第三者評価 結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a

<コメント>

栄養士が給食年間計画を立て、保育士と連携した食育年間計画が作成され、野菜の栽培、食材に触れる、行事メニューのクッキングなど毎日の生活の中で食に関わる体験を重ね、食べることが楽しめるようにしています。食材の下ごしらえやクッキングは、ラップなどを利用して塩もみをするなど、2歳児からでも出来るような内容を工夫しています。配膳時に個人差や食欲に応じて量を加減したり、嫌いなものは少しでも食べられるように働きかけたりして子どもの発達に合わせた支援をしています。伝統食の由来の話をしたり、お店屋さんで買い物をしたりして、食文化に触れられる取り組みも行っています。当番活動を取り入れて、その日に使う食材の確認をしながら、栄養素について色分けして貼ったりすることで、栄養と健康に関する理解が深まり、食についての興味・関心が持てるようにしています。保護者には、給食展示のほか、家庭でも作ることが出来るレシピを置いて、親子で楽しんだり、コミュニケーションを取ったりする機会となるように配慮しています。

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
--	---

<コメント>

子どもの身体計測結果、発育状況や体調を考慮して献立や調理の工夫をしています。栄養士は、食事の様子を見たり、子どもと会話をしたりしながら、好き嫌いや食べる量を把握し、給食会議で職員の意見を聞き、調理の工夫に反映しています。献立作成に当たっては、学校に行っても違和感が無いように小学校での献立を考慮するとともに、旬のものや季節感のある食材を使用して作成しています。地域の食文化を取り入れた行事食を提供するなどして、楽しみながら食に対する関心が広がるような取り組みをしています。体調の良くない子どもには、おかゆにしたり、油こっいものを避けたり、食にだわりのある子どもには、調理の過程で対処できることは臨機応変に対応をしたりして、少しでも食べることが出来るように工夫しています。健康面に問題がある場合には、栄養士・主任・園長が保護者面談を行い、様子を聞き、アドバイスをしています。衛生管理マニュアルは、その都度、または、年度末に見直して活用し、衛生管理を徹底しています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価 結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a

<コメント>

コロナ禍以前は、保護者は、保育室で子どもの送迎を行っていましたが、現在は、担任が保護者の送迎に合わせて子ども一人ひとりを玄関で引き渡しをしています。職員は、連絡帳や送迎時の会話、連絡ボードなど様々な機会を活用し、子どもの日々の様子の伝達や収集をしています。行事や懇談会などの機会に保育園の方針や全体的な計画の内容、日々の保育の意図などを伝えるとともに、園だより、クラスだより、活動の様子の写真の貼り出しなどにより相互理解が図れるように取り組んでいます。保護者が参加する行事などは、職員と子どもの関わり、子ども同士の関わり、子どもからの反応などを実際に感じる事が出来、子どもの発達や成長をとともに考える良い機会になっています。保護者・家庭に関する情報は、記録に残す基準を明確にし、面談簿や必要に応じて職員会議録に記録しています。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価 結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a

<コメント>

職員は、保護者が安心して子育てをすることが出来るように、日頃から笑顔であいさつをしたり、子どもの様子を丁寧に伝えたりしながら信頼関係を築くように努めています。また、保護者の様々な場面で保育士の知識や技術などの専門性を活かし、子育ての相談に乗ったり、アドバイスをしたりしています。日常の会話やアンケート、保護者からの相談などから、保護者の要望や意見・苦情をしっかりと受け止め、保護者に寄り添っていけるようにすることを事業計画にも明記し、職員間で共通認識を持って組織的に取り組んでいます。特に保護者からの相談の申し出があった場合には、保護者の就労などの事情に配慮して日程や時間を設定し、必ず主任、園長にも伝え相談し、助言を得て対応するようにしています。場合によっては、主任も同席し、面談を行うこともあります。必要な内容は、記録に残し、全職員にも周知しています。

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a
---	---

<コメント>

園の役割が明記された児童虐待防止マニュアルが作成されています。虐待における保育、虐待の気づきから支援まで分かり易くまとめられ、対応のフローチャートも作られています。職員は、マニュアルに基づく研修とともに、児童虐待診断チェックリストを活用し、日々の観察や身体測定時などを利用して子どもの様子を確認しています。子どもや保護者に普段と違う様子があった場合には、主任（副主任）に報告し、園長に報告して、対応について協議することになっています。園長・主任・副主任・担任は、連携をとって対応し、児童相談所や南区保健センターと速やかに連絡を取り合う仕組みが出来ています。保護者が何らかの困難を抱え虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、話を聞く、細やかな対応をするなど、保護者への精神面、生活面で援助をして予防に努めています。保育園運営規定の中で「虐待の防止のための措置」として、保育の提供中に虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに適切な関係機関に通知する旨を明記し、保護者にも説明会で配布しています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価 結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b

<コメント>

保育士は、保育計画の作成時や保育記録の記入時などに、保育実践を振り返り、自己評価をしています。各会議で、保育の良さや子どもの心の育ちに配慮されているかなど職員相互で話し合い、一人では気づけなかった点や課題についても確認し、内容の改善に努めています。「保育の自己評価」を毎月記入することで、保育全般を総合的に評価し、次の保育に活かしています。また、「自己啓発活動表」を用いて、スキルアップのための目標・実行・評価・改善点を2期に分けて記入し、園長と面談することで確認や助言をもらい、専門知識の強化や保育のモチベーション向上となるようにも取り組んでいます。保育士の自己評価が、個人のスキルアップにとどまらず、保育に関わる全ての人々が共有し、組織的・継続的な保育の質の向上に繋がるようにならざる取り組みを期待します。

福祉サービス第三者評価 評価機関

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

〒231-0013 横浜市中区住吉町二丁目 17 番地 金井ビル 201 号室

TEL : 045-228-9117 FAX : 045-228-9118

URL : www.yresearch-center.jp/ Email : top@yresearch-center.jp



特定非営利活動法人
よこはま
地域福祉
研究センター

Yokohama Community development Research center

かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第 26 号
東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 機構15-232
社会的養護関係施設第三者評価機関 202205-001-01
